

日本海・九州西広域漁業調整委員会会長公示第十四号

日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第七十五号3(3)の規定に基づき、遊漁者のくろまぐる(大型魚)の採捕を禁止する期間について、次のとおり公示する。

令和七年一月八日

日本海・九州西広域漁業調整委員会 会長 田中栄次

令和七年一月九日から令和七年三月三十一日まで